



和歌山県小松原一丁目 和歌山新聞社 杉本珍巳 印刷所 和歌山県印刷所 印刷 1日、11日、21日発行 定価 一部2円50銭

五月のメモ

一日... 二日... 三日... 四日... 五日... 六日... 七日... 八日... 九日... 十日... 十一日... 十二日... 十三日... 十四日... 十五日... 十六日... 十七日... 十八日... 十九日... 二十日... 二十一日... 二十二日... 二十三日... 二十四日... 二十五日... 二十六日... 二十七日... 二十八日... 二十九日... 三十日...

確立せよ地方自治

憲法 自治法 施行四周年

五月三日は新憲法が施行されてから四周年に当たります。この四周年に際して、地方自治の確立が、国民の切望するところであり、政府の責務であることは、疑いなく、国民の一致した認識を有してゐるものと見られます。

地方制度の回顧

昭和三年の穂川氏の政權論に於ては、地方自治の確立が、国家の発展の基盤であるとして、その重要性を論じてゐた。その論は、今日に至るまで、その有効性を証明してゐる。

白い羽根募金運動始まる

本縣目標は六百万圓

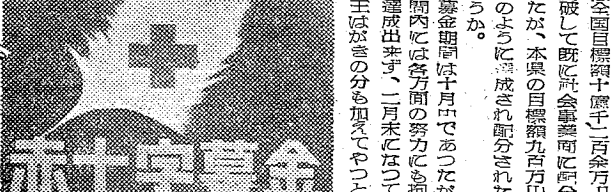
この白い羽根募金は、日本赤十字社が主催する、戦災救済のための募金運動である。本縣の目標は六百万圓と定められてゐる。

憲法記念日に當つて

田納長 井口正夫

昭和二十一年十一月三日公布された新憲法は、昭和二十五年三月三日から施行された。今日から四年が経つた。この四年間の間に、新憲法の精神が、国民の心に深く刻み込まれてゐる。

新憲法の精神は、地方自治の確立にある。地方自治は、国民の権利を保障し、国家の発展を促すための重要な手段である。



九百万円の行へは 共同募金はどうか 使われたか

成人体力健康検査啓蒙ポスター募集

領收証を受取りましょう

遊興飲食税

五日から児童福祉週間

遊興飲食税は、地方自治の重要な収入源である。領收証を受取り、納税を済ませよう。

五日から児童福祉週間。児童の福祉を促進し、健全な成長を支援しよう。

児童福祉週間。児童の権利を保護し、その幸福を確保しよう。

児童福祉週間。児童の健康を促進し、その成長を支援しよう。

児童福祉週間。児童の教育を促進し、その知識を深めよう。

児童福祉週間。児童の文化を促進し、その情操を高めよう。

児童福祉週間。児童のスポーツを促進し、その体力を強めよう。

児童福祉週間。児童の芸術を促進し、その創造力を伸ばそう。

児童福祉週間。児童のボランティア活動を促進し、その社会貢献を促そう。

マシノ線? この線は、地方自治の発展を促すための重要な手段である。

マシノ線? この線は、国民の生活を向上させるための重要な手段である。

マシノ線? この線は、地方自治の発展を促すための重要な手段である。

マシノ線? この線は、国民の生活を向上させるための重要な手段である。

マシノ線? この線は、地方自治の発展を促すための重要な手段である。

マシノ線? この線は、国民の生活を向上させるための重要な手段である。

マシノ線? この線は、地方自治の発展を促すための重要な手段である。

マシノ線? この線は、国民の生活を向上させるための重要な手段である。

マシノ線? この線は、地方自治の発展を促すための重要な手段である。

五月五日から児童福祉週間
五月十一日まで

児童福祉法とは？

子供をすこやかに育てるための
しあわせにするための

児童福祉法とは、児童の生活の保護及び福利の増進を目的として制定された法律である。児童は、心身ともに健全な成長を遂げるべきであるが、そのためには、国家及び地方公共団体は、児童の保護を怠るべからず、児童の生活の保護及び福利の増進に努めなければならない。児童福祉法は、この趣旨に基づき制定された法律である。

児童福祉法には、児童の生活の保護及び福利の増進に関する規定が盛り込まれている。これは、児童の生活の保護及び福利の増進に努めるべきであるという趣旨に基づき制定された法律である。児童福祉法は、児童の生活の保護及び福利の増進に努めるべきであるという趣旨に基づき制定された法律である。

児童福祉法は、児童の生活の保護及び福利の増進を目的として制定された法律である。児童は、心身ともに健全な成長を遂げるべきであるが、そのためには、国家及び地方公共団体は、児童の保護を怠るべからず、児童の生活の保護及び福利の増進に努めなければならない。児童福祉法は、この趣旨に基づき制定された法律である。

児童福祉法は、児童の生活の保護及び福利の増進を目的として制定された法律である。児童は、心身ともに健全な成長を遂げるべきであるが、そのためには、国家及び地方公共団体は、児童の保護を怠るべからず、児童の生活の保護及び福利の増進に努めなければならない。児童福祉法は、この趣旨に基づき制定された法律である。

児童福祉法は、児童の生活の保護及び福利の増進を目的として制定された法律である。児童は、心身ともに健全な成長を遂げるべきであるが、そのためには、国家及び地方公共団体は、児童の保護を怠るべからず、児童の生活の保護及び福利の増進に努めなければならない。児童福祉法は、この趣旨に基づき制定された法律である。

児童福祉法は、児童の生活の保護及び福利の増進を目的として制定された法律である。児童は、心身ともに健全な成長を遂げるべきであるが、そのためには、国家及び地方公共団体は、児童の保護を怠るべからず、児童の生活の保護及び福利の増進に努めなければならない。児童福祉法は、この趣旨に基づき制定された法律である。

児童福祉法は、児童の生活の保護及び福利の増進を目的として制定された法律である。児童は、心身ともに健全な成長を遂げるべきであるが、そのためには、国家及び地方公共団体は、児童の保護を怠るべからず、児童の生活の保護及び福利の増進に努めなければならない。児童福祉法は、この趣旨に基づき制定された法律である。

児童福祉法は、児童の生活の保護及び福利の増進を目的として制定された法律である。児童は、心身ともに健全な成長を遂げるべきであるが、そのためには、国家及び地方公共団体は、児童の保護を怠るべからず、児童の生活の保護及び福利の増進に努めなければならない。児童福祉法は、この趣旨に基づき制定された法律である。

児童福祉法は、児童の生活の保護及び福利の増進を目的として制定された法律である。児童は、心身ともに健全な成長を遂げるべきであるが、そのためには、国家及び地方公共団体は、児童の保護を怠るべからず、児童の生活の保護及び福利の増進に努めなければならない。児童福祉法は、この趣旨に基づき制定された法律である。

出来るだけ多くの...

投票率九三%
新市町村長さまる

投票率九三%の表

改選市町村長一覧の表

市町村長一覧の表

市町村長一覧の表

市町村長一覧の表